年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年4月から 11 年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年1月まで

申立期間当時は大学院生でA県B市に住んでいた。

国民年金保険料については、C県の実家に帰省した時などに納付書を母親に渡し、保険料を納付してもらっていた。

母親は、D銀行E支店で国民年金保険料を納付したと言っており、未納期間は無いはずなので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年*月から申立期間を除き国民年金保険料の未納が無く、申立人及び保険料を納付したとするその母親の納付意識は高かったと考えられる上、申立期間は10か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっている。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、平成10年6月及び同年7月については、当初、納付済みと記録されていたものの、12年7月10日に取消処理が行われていることが確認できるところ、年金事務所は、「当該期間が納付済みとなっていた理由及び当該納付記録を取り消した理由については不明である。」と回答しており、当該期間については納付事実があった可能性も考えられる。

さらに、国民年金保険料に過誤納金があり、この還付金を受けるべき納付者に未納保険料があるときは還付に代えて充当することとされているところ、申立人は、平成12年1月から同年5月までの保険料が過誤納となり、本来であれば当該過誤納金は申立期間の一部に充当されるべきであるが、最終的には還付処理が行われており、申立期間に係る申立人の記録管理が適切ではな

かった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月から7年1月まで

② 平成7年8月から8年3月まで

平成8年2月頃にA市役所で加入手続をし、そのときに国民年金保険料2か月分を払い、残りの期間の保険料は同市役所から送られてきた2か月分ずつの納付書で納めた。

親に、「国民年金の保険料を払わないと財産を差し押さえられる。」と 言われたのを覚えており、申立期間①及び②の国民年金保険料は間違いな く納付したと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出整理簿により、平成 8年2月頃にA市において払い出されたと推認でき、申立人の主張どおり、 申立人は、この頃に、同市において国民年金の加入手続を行ったものと考え られる。

また、申立期間②のうち、平成8年2月及び同年3月について、申立人は、「A市の窓口で国民年金の加入手続を行った際に、当該期間の2か月分の国民年金保険料として2万4,000円ほど納付した。」と具体的に供述している上、この額は、当時の保険料の額とおおむね一致している。

さらに、申立人がA市の窓口に出向き、国民年金の加入手続をしておきながら、国民年金保険料を全く納付しないとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、平成7年8月から8年1月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される8年2月の時点では、現年度納付が可能であるものの、申立人は、「A市から2か月分ずつの納付

書を送付してもらっていた。」と供述しているが、同市は、「加入手続後の納付書について、2か月分ずつ抽出して納付書を作成することは無い。」と回答しており、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していた事情はうかがえない。

申立期間①について、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される 平成8年2月の時点では、過年度納付が可能であるものの、申立人は、「A 市から送付された納付書で国民年金保険料を納付した。」と供述しているが、 同市は、「過年度保険料は全く取り扱っていなかった。」と回答しており、 同市から過年度保険料の納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、 平成8年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められ る。

富山厚生年金 事案 839

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 15 年8月から 17 年2月までの期間を 62 万円、17 年 3 月から同年 5 月までの期間を 59 万円 に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成 15 年 8 月から 17 年 5 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から17年6月30日まで オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、当時はA社から、それ以上の額の給与をもらっていた。平成15年8月以降の給与明細書を所持しているが、給与からはそれ以上の額に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 15 年8月から 17 年5月までの期間については、申立人が所持するA社の給与明細書により、申立人は、77 万円から 88 万円までの給与額の支給を受け、当該期間のうち、15 年8月から 17 年2月までは 62 万円、17 年3月から同年5月までは 59 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給 与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月から 17 年 2 月まで の期間を 62 万円、17 年 3 月から同年 5 月までの期間を 59 万円とすること が妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人に係る標準報酬月額を9万8,000円で届出した」と回答していることから、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成12年12月から15年7月までの期間については、 申立人から、13年7月から15年7月までの給与振込額が記載された預金 通帳(写し)が提出されたものの、当該通帳の記録のみでは当該期間に係 る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を特定することができない。

また、A社に照会しても、当時の賃金台帳等の資料の有無や保険料控除額について回答が得られない上、複数の同僚に照会しても、厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管している者はおらず、当時の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年12月から15年7月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案840

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月から17年10月1日まで

② 平成17年10月1日から19年9月1日まで

申立期間①については、平成15年3月にA社へ入社したのに、厚生年金保険の資格取得日が17年10月1日とされているのは納得できない。

申立期間②については、A社から毎月30万円を超える給与を支給されていたのに、標準報酬月額の記録が18万円とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、平成 18 年 4 月、同年 12 月から 19 年 3 月までの期間及び同年 5 月から同年 8 月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額 18 万円を超える 24 万 1,000 円から 37 万 7,000 円までの給与を支給され、19 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成17年10月から18年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間及び19年4月については、B市から提出された申立人の給与支払報告書の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額から1か月当たりの厚生年金保険料額を算出したところ、当該算出された保険料額は、上述の給与明細書が提出された期間の保険料控除額と同等であることから、申立人は、当該期間についても、上述の給与明細書が提出された期間と同額の標準報酬月額(19万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社からは当該照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、 行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人から提出された平成 15 年 5 月から 16 年 8 月までの期間及び同年 10 月から 17 年 3 月までの期間の給与明細書により、申立人は、当該期間当時、A社に勤務していたことが認められるものの、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は、オンライン記録の被保険者資格取得日と同じ平成17年10月1日にA社における雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B市は、申立人が申立期間①において、同市の国民健康保険に加入している旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から62年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から62年3月まで

昭和60年8月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に付加保険料についても申し込んだはずなのに、申立期間の付加保険料の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、「例加入 60. 8」と記載されており、申立人が昭和 60 年 8 月から付加保険料を納付する旨 申込みを行っていた可能性が考えられる。

しかし、A市の国民年金被保険者名簿では、申立人が申立期間において付加年金に加入していたことを確認できない上、申立人から提出された当時の預金通帳をみると、国民年金保険料として、昭和 60 年8月分から 61 年3月分までは 6,740 円、同年4月分から 62 年3月分までは 7,100 円が毎月引き落とされており、この金額は付加保険料を含まない定額保険料の金額であることから、申立期間において申立人の付加保険料は納付されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月から62年3月まで

私の国民年金については、父親が市役所で加入手続を行い、20 歳のときから国民年金保険料を納付していたと聞いているのに、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月頃に払い出されたものと推認されるところ、申立期間当時、申立人は大学生であり、国民年金には任意加入となることから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間について遡って被保険者となることはできず、A市の国民年金被保険者カードにも申立人の資格取得日は同年4月1日と記載されている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないことから、申立期間については未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその父親は、市役所で国民年金の加入手続を行ったことを覚えている旨回答しているものの、加入手続を行った時期について明確には覚えていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認で きる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から50年2月まで

私が20歳になったとき、両親が国民年金の加入手続を行い、町内会集金により申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずなのに、納付の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその両親は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳になったときに両親が国民年金の加入手続をしてくれたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得状況から昭和50年3月頃に払い出されたと推認されるほか、申立人は、「現在所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が同年3月10日と記載されている。」と回答しており、A市の国民年金被保険者名簿(電算記録)でも、申立期間における加入記録は確認できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認で きる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付をうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 841

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月頃から同年5月頃まで

② 昭和49年8月頃から51年4月頃まで

③ 昭和51年5月頃から同年10月頃まで

④ 昭和57年5月頃から同年6月頃まで

⑤ 昭和57年6月頃から58年3月頃まで

申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に、申立期間④についてはD社に、申立期間⑤についてはE社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は、平成12年2月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、既に死亡しており、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から連絡先が明らかとなった当時の同僚一人は、申立人を覚えておらず、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについても証言を得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間① において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用 事業所であった記録は確認できない。

また、申立人がB社で同時期に働いていたとする同僚一人についても、申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、B社における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間③については、オンライン記録では、C社が厚生年金保険の適用 事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は、当時の同僚の名前を覚えておらず、当時の事業主及び社会保険事務担当者の氏名も明らかでないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、C社における雇用保険の記録も確認できない。

申立期間④については、D社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答している。

また、申立人は、D社における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間⑤については、E社は、「時期は不明であるものの、申立人が勤務していたことは間違いない。」と回答している。

しかし、オンライン記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所であった 記録は確認できない。

また、事業主は、「当事業所は個人事業所であり、当時から厚生年金保険の適用事業所ではない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。